

えびの契約

ちよいと待た!!



LPガスの悪質な訪問・電話勧誘や
飛込営業にご注意ください。

一般社団法人 三重県LPガス協会 内
三重県LPガスお客様相談所
☎059-227-9905
受付時間 / 9:00~17:00(土曜・日曜・祝日除く)

「怖い」「困った」「迷惑」
と感じたら110番!!
三重県警察 ☎110番

消費生活に関するご相談は
消費者ホットライン ☎188番へ
お住まいの市町消費生活相談窓口、
または三重県消費生活センターにつながります。
(携帯・スマートフォンからもつながります)

亀山市 市民文化部 ☎0595-84-5008 / 鈴鹿亀山 消費生活センター ☎059-375-7611
まちづくり協働課 市民協働グループ

要注意!!

オイシイ話・怪しい誘いに、だまされないために! 悪質なLPガス勧誘業者の 典型的な話術(トーク)

① 「今の販売店の検針票」を見せてください。

検針票には住所氏名やガス使用料など個人情報に記載されていますので、見知らずの第三者に見せてはいけません。言葉巧みに検針票を持ち去る悪質な事例もありますので注意が必要です。

② 「LPガス料金が自由化」になりました。

LPガスは当初から自由料金であり、価格の上限・下限の定めはなく販売業者により異なります。目安となるものは石油情報センターが公表する「都道府県平均値」です。「適正料金」や「適正価格」という表現も妥当ではありません。

③ お使いのガス料金、「この地域で一番高い」です。

「取引が長いほど高くなります」とも言います。このような話はお客様を不安にさせるためのものです。いったいどのような根拠により地域で一番高いと決めつけることができるのか、冷静に考えてみましょう。

④ 「この地域を一斉に」切替工事を行っています。

「ご近所の皆さんも申し込んでくれました」とも言っています。このように言われると安心感を持ち、申し込みの大きな動機になりますが、いずれも根拠のないセールストークです。

契約をする前に…
ちょっと待って!

勧誘を受けたら内容を
充分に確認しましょう。

① 社名・名前
訪問目的を
確認しましょう。

② 契約しない場合は、
ハッキリ断りましょう。

訪問や電話の勧誘に対してお客様からお断りがあれば、同じ内容で再度勧誘はできません。

③ 訪問・電話勧誘販売で契約しても
クーリング・オフが可能。

訪問・電話勧誘販売で契約した商品等は、一定期間(法律で定められた書面を受け取ってから8日間)は解約できる「クーリング・オフ制度」があります。

訪問販売での勧誘方法は法律で規制されています。迷惑、怖いと感じたら消費生活相談窓口、警察、お取引中のガス販売店に相談しましょう。

